

Title	中世イタリアの都市社会における決定方式： 『中世イタリア法学』の多数決理論研究への序論として
Sub Title	
Author	森, 征一(Mori, Seiichi)
Publisher	慶應義塾大学法学部
Publication year	1983
Jtitle	慶應義塾創立一二五周年記念論文集：法学部法律学関係 (1983. 10) ,p.309- 327
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Book
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=BN01735019-00000001-0309

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

中世イタリアの都市社会における決定方式

——『中世イタリア法学』の多数決理論研究への序論として——

森 征 一

一

社会集団の統一的・単一的な意思形成は、どのようにしてなされるべきかという、いわゆる決定方式の問題については、一般的には多数決か全会一致かという形で論議されるが、決定方式は、ヨーロッパ史のうえでは、巨視的には「全会一致から多数決へ」の展開を示すといわれる。⁽²⁾ 周知のように、このように全会一致から多数決への道を辿った典型的な例としては、⁽³⁾ german社会とキリスト教会がある。⁽⁴⁾

古ゲルマンの社会では、選挙や決議は、全会一致によつていた。⁽⁵⁾ この社会の全会一致は、軍事的に組織された原初的で、しかもある意味では個人主義的な社会を前提とする。ここでは、同格的な個々の構成員は、物理的な力としての肉体を具えた戦士として現われ、その全員の協力がなければ、戦争の遂行ができないと同様、社会そのものの存立も危うい。このような戦士の共同体においては、団体を、抽象的に個々人の総計を超えた一個の統一体として認識できず、それゆえ、個々の構成員が全員集まってはじめて存在する具体的な実在と考えたため、全体の統一

的意思の形成は、少なくとも外見上は、個すべての意思の合致によってのみ、なされる必要があった。「全員」を表わす *omnes, cuncti, universi* という語が、史料上しばしば用いられることも、以上のことを示唆するものである。⁽⁶⁾ この意味で、ゲルマンの全会一致は、この社会に固有の、一種の個人主義の現れと考えられる。ゲルマン社会の全会一致は、したがって、本質的に大きな矛盾をはらんでいた。それは、ただ一人の反対が、他のすべての人の同意を無益なものとしてしまうほどに、個人主義が自己を主張するとき露呈する。この場合、全会一致は、全体の利益よりも個人の利益を優越させ、全体の統一を破壊してしまう。武装して集まった戦士の集会としての民会では、王または首長たちがまず提案を行なうが、それにたいして賛成者は武器を打ち鳴らし、反対者はざわめいて、そのいずれか優勢な方が他を圧倒し、そこに一つの統一的な団体意思が形成されて、結果的にはつねに全会一致となったのであった。しかもこの戦士の集会では、決議の対象となる議案は、この集会自体の中で作り上げられるのではなく、王または首長といった政治的な上級権威によって予め作り上げられ、その手によって、戦士たちにたいして、強要とはいえないにしても、提案されたから、戦士たちには、つねに提案にたいする同意が要求されていたのである。この意味で、ゲルマンの全会一致は個々人の同意による全会一致であった。⁽⁷⁾ このように戦士の集会においては、王または首長の提案にたいする反対は、あきらかにその社会の政治的統一を破壊することであり、逆に意味したのである。こうして戦士の集会においては、形式的な同意を獲得すべく、少数者にたいして武器による物理的な暴力が加えられるようになるが、それはしだいに一定の制裁を伴った法的強制へと変化してゆく。すなわち、法は「少数者は多数者に従わなければならない」と定めて、少数者にたいして、多数者に同意すべき法的義務を課したのである。ローマ社会では、法が少数者はただちに存在しないものと擬制し、少数者の多数者にたいする偶発的な抵抗の危険性を回避したのにたいして、ゲルマン社会では、法は少数者にたいして積極的な同意を強制

したのである。ともあれ、このゲルマン的な多数決は、あくまで全会一致を達成させるための平和的な手段にすぎなかった。これが克服されるのは、ローマ・カノン法の法人理論を継受して後のことであり、最終的には、一三五六年に神聖ローマ皇帝カール四世の公布した『金印勅書』によって、多数決がゲルマン社会に導入されたのであった。

他方、初期キリスト教会でも、選挙や決議は全会一致によっていた。教会の全会一致は神学的な社会を前提とする⁽⁸⁾。初期キリスト教会を支配していた、選挙における神の介入という思想が、さらに、キリスト教信徒の共同体としてのキリスト教会は、観念的にはキリストの身体そのものであるという統一の思想と結びつくと、ここに、教会における選挙は全会一致によるほかはないという思想が、教会内部で自主的に形成された。史料上、教会の全会一致は、それを表わす語として用いられる *unanimitas* が *unum animus* すなわち「一個の魂」を意味するように、精神的な統一、すなわち「神秘体 *Corpus mysticum*」、つまりキリスト教会そのものの、信徒全体を表わすものである⁽⁹⁾。このように、信徒の集会においては、意見の不一致は信仰の統一を破壊すること、すなわち分裂と異端とを意味したのである。教会においては、全会一致は、熱望、象徴であるばかりか、信者の義務、恩寵、秘跡でもあった。少数の反対者を非難する語としては、「部分」を意味する *pars* が用いられたが、それは「一個の魂」、それゆえに「教会の統一 *unitas Ecclesiae*」、「神秘体」を侵害するものであり、少数の反対者は、教会の堅固な組織構造を分裂させるがゆえに、異端者も同然であったのである。教会は、全会一致を維持することが困難になると、それに代えて優秀決を採用した。これは、意見が対立して全会一致が達成できないとき、ただちに多数者 (*pars maior*) が優越するのではなく、たとえ少数者であっても、健全さにおいて優る者 (*pars sanior*) が優越するという方式であり、量によってではなく、質によって決定する方式である。この場合、いずれの側が道徳的に優れている

のかを最終的に判定するのは、教会ヒエラルキーの頂点に立つ上位者であり、この上位者は、いかなる場合にも、いずれの側の心のなかに神の息吹が通っているかを見分けるわけで、したがってこの優秀決方式を正当化するものは、「上級賢者」の存在という思想であった。このような方式こそ、教会の精神的統一の原理としての、全会一致を維持するための唯一の手段だったのである。⁽¹⁰⁾しかしながら、教会の最上位者である教皇の選挙においては、その選挙権者である枢機卿の間で対立が生じたときに、いずれの側が優秀であるかを判定する上位者が存在しないという意味で、この優秀決もまったく無力であった。ここにいたって、教会は多数決方式の採用へと踏みきらざるを得なくなる。一七九九年、教皇アレキサンデル三世の下における第三回ラテラノ公会議で、教皇選挙は枢機卿の三分の二の多数決によることとされ、さらに、一五四五年から一五六三年にかけてのトレント公会議においては、無記名の秘密投票が認められた。こうして質の問題は解消されて、優秀決方式は克服されたのである。⁽¹¹⁾

すでに述べたように、ゲルマン社会とキリスト教会における全会一致は、前者が個人主義の現れであり、集団の意思決定システムであって、しかもそれは、あくまでも政治的概念であったのたいして、後者は精神的なものも現れであり、神秘体としての結合組織そのものであって、しかもそれは、あくまでも神学的概念であった。ゲルマン社会と教会では、ともに全会一致は義務であったが、それを達成するための手段が異なっている。前者の北方戦士の間では、それは外部的・物理的手段によっており、後者の信者の原初的共同体のなかでは、それは内部的・精神的手段によっていた。しかし重要なことは、双方ともに、そこには中心的権力が存在したということである。ゲルマン社会には、剣で武装し、肉体に作用する政治的な上級権威が、そして教会には、破門で武装し、良心に作用するカリスマ的な上級権威が存在していて、それは意見の不一致を容認しなかったのがあった。ゲルマン社会とキリスト教会の全会一致は、その成り立つ政治的、法的、文化的基盤を異にするがゆえに、両者の多数決への移行

も、その意味合いを異にする⁽¹²⁾。とはいえ、その根底には、意見の不一致を容認できないという心理的要因を、両者ともに認めることができるのである⁽¹³⁾。

ところで、中世イタリアの都市コミュニネ社会においては、多数決による決定方式が採用されていたのであろうか。仮にそうだとした場合、都市は、この多数決の正当性の根拠を、心理的、倫理的にいかなる点に求めようとしたのであろうか。そしてさらに、その多数決は、ゲルマン社会やキリスト教会のように、全会一致から多数決へと、決定方式の展開のなから誕生してきたものであろうか。本稿では、これらの問題に絞って検討を加えてみたい。

(11) 意訳決定方式の現代的意義については、利光三津夫・森征一・曾根泰教『満場一致と多数決』(日本経済新聞社・昭和五十年・一七九頁以下参照)。

(12) たとえば、町田実秀『多数決原理の研究—中世の選挙制度を中心として—』(有斐閣・昭和三年)・一五四頁等、Otho von Gierke, *Das deutsche Genossenschaftsrecht*, III, Berlin, 1868; Id. *Über die Geschichte des Majoritätsprinzips: P. Vinogradoff* (ed.), *Essays in Legal History*, Oxford, 1913, p. 312 ss.; Paolo Grossi, *Unanimitas. Alle origini del concetto di persona giuridica nel diritto canonico: Annali di storia del diritto*, II, 1958, p. 231; Edoardo Ruffini, *La ragione dei più*, Bologna, 1977, p. 15; Francesco Galgano, *Il principio di maggioranza nelle società personali*, Padova, 1960, p. 47.

(13) 以下の叙述は、Ruffini, *La ragione*, cit., pp. 5-21; Id., *Il principio maggioritario*, Prolio storico, Milano, 1976, pp. 22-55に負う。

(14) 町田前掲『多数決原理』一五頁以下、同『ドイツ法制史概説I』(有信堂・一九六五年)・二二頁、ミッターヌーリー・ペリッヒ(世良晃志郎訳)『ドイツ法制史概説(改訂版)』(創文社・昭和四十六年)・四七頁、利光他前掲書・四七頁以下。

(15) Grossi, *op. cit.*, p. 253.

(16) Id., *Ibid.*, p. 252.

(17) Id., *Ibid.*, p. 253.

(18) Id., *Ibid.*, p. 299.

(19) Id., *Ibid.*, p. 252.

- (10) *Id.*, *Ibid.*, p. 330.
 (11) 町田前掲『多数決原理』・一三三頁以下および二七頁注(13)、七八頁注(40)、一六〇頁注(2)。
 (12) Grossi, *op. cit.*, p. 321.
 (13) Ruffini, *La regione, cit.*, p. 14.

二

中世イタリアでは、一世紀末から一二世紀初頭にかけて、コンソレによって統治される都市コミュニネが誕生する。そして一二世紀には、いたる所に都市最高の役人であるコンソレ (*consules*)、全市民の一般集会 (*arengum, commune colloquium, concio, parlamentum*)、そして評議会 (*consilium*) からなる、コンソレ体制のコミュニネに特徴的な合議機関がその姿を現わす⁽¹⁾。

複数からなる都市最高の役人コンソレは、一般集会、評議会の召集を行ない、その司会をし、さらに自己の提案の下で一般集会で承認された条例の公布等の執行業務を行なったのであったが、コンソレが、一二世紀以来、合議による多数決で物事を決定していたことは疑いがない⁽²⁾。一一四三年、ジェノヴァのコンソレは、「コンソレ職に関する事項について、我々の間でなにか意見の不一致が生じたときは」「我々の多数がそこで確認したいかなる事項についても、これを承認する」⁽³⁾が、賛否同数に意見が分かれたときには、コンソレ以外の一人の仲裁人にその解決を依頼する、と宣言している。

都市の基本的な決議機関である一般集会は、布告役人の鐘、らっぱ、またはその叫びの声を合図に、教会の前の広場、ときには教会内で行なわれた。ここでは、戦争の宣言と講和、課税、都市条例の制定、評議員の選挙といった重要な問題が決定されたが、これは、まずコンソレによる提案がなされて、つぎに、それになりたいする賛否の意見

が述べられ、そして最後に賛否の意思表示が「喝采によって (ad voem)」行なわれる集会であって、それ以外の方法を知らないようである。⁽⁴⁾ 一一六二年のピサのコンソレの誓約では、「むろん我々コンソレは、公開の一般集会においてピサ全市民から *fat fat* (なされよ、なされよ) の喝采で承認された我々の正当な権限にもつき⁽⁵⁾」決定する、と宣言されている。一二一六年のローディの条例は、「ローディ市は、公開の一般集会において *sciat sciat* の喝采で、この条例および命令を作成した」と記した。⁽⁶⁾ このほか、承認を与える喝采として、*vivat vivat, si si, sia sia, placeat placeat* 等の言葉が用いられた。⁽⁷⁾ 一三世紀の法学者ボンコンバーグヌス(一二三五年没)もまた、一般集会では「すべての人々、そして個々の人々が騒々しい叫び声をあげ、肩衣を揚げてそれを後に向け、そして *fat fat* と、より声高に喝采する」と語っている。⁽⁸⁾

以上から明らかのように、一般集会は、形式的には、誰もが賛成を唱える (*viva voe*) 集会にみえる。しかしそれは、実質的にみれば、誰も反対を唱えない (*nemine contradicente*) 集会なのである。すなわち一般集会は、一面では同意を与える集会であり、他面では異議を唱えない集会であるというように、二つの顔をもつ。喝采による集会では、異議を唱える勇気のない少数者は沈黙を余儀なくされるが、それは当然に多数者のなかに組み込まれてしま⁽⁹⁾い、その結果、全会一致ということになってしま⁽⁹⁾うのである。一二一〇年のアッシジの一史料が、「公開の一般集会においてこのすべては公表され、そしてすべての者の賛同を得た。なぜなら、いかなる者も反対を唱えなかったからである」⁽¹⁰⁾と語っているのは、その意味できわめて興味深い。

全市民の一般集会での決議は、全会一致によったのであろうか、それとも多数決によったのであろうか。これについて明確に語る史料は見当らない。おそらく全会一致であったのであ⁽¹¹⁾ろう。

決議が喝采によって行なわれる全市民の一般集会は、討議や反対意見の陳述に不向きであり、現実には、喧噪のた

め、たびたびいかなる決定をもし得ないという事態に陥ったようである。このためであろうか、モロヴァレの条例は、一五七〇年になってもなお、「群衆のいるところ大混乱あり」⁽¹²⁾との警告を忘れてはいない。このような一般集会には、政治的に重要な役割を担わせることができない。かくしてそれは、少数の上級支配層の構成する評議会へと移行してゆくのである。小都市では、一三世紀中頃以降にも、まだ一般集会が開かれていたが、大都市では、そのかなり前から、一般集会の役割は失われていた。一三世紀末から一四世紀初めのシニョリア体制の下で、喝采による全会一致の一般集会が蘇ったことは確かである。だがそれは、たんにシニョリアの事実上の権力に、形式的な法的正当性を付与する機能を有するものにすぎず、したがって、それは、既成の事実を承認するだけの形骸化された集会にすぎなかった。

コンソレは、早くから、少数の「信頼に足る人々 (hominis credentes)」で構成され、秘密の遵守を義務づけられる小評議会(秘密評議会)の協力の下に支配を行なっていた。⁽¹³⁾しかし一二世紀中頃には市民に市政への一層の参加を求めて、さらに多数で構成される大評議会(一般評議会、鐘の評議会)も設けられるにいたった。この評議会は、都市がコンソレ体制からポデスタ体制に移行してからも維持される。ここでは、一般的には、評議員間の多数決で、物事は決定されたようである。⁽¹⁴⁾

ところで決定手続の方式は、一二世紀と一三世紀の間に、喝采による方式から、しだいに多数と少数の区別を明確にする方式へと変化していった。⁽¹⁵⁾

原初的な喝采による決定方式に歴史的にもっとも近いものは、「分列による (per discussionem)」方式である。これは、喝采による集会で、議長は、その提案にたいして同意しているか否かを聞き分けられないとき、人々に賛成と反対の二手に分かれるように命じて、賛否を見分ける方式である。この分列方式は、大評議会にその例がみられ

るが、これは、重要事項については用いられていない。⁽¹⁷⁾

さらに、分列方式に類似した「起立による (ca sedendum et levandum)」方式がある。⁽¹⁸⁾ これは、反対者と賛成者を交互に立ち上がらせて、その賛否を見分ける方式であるが、その方式の簡便さのため、すぐに、その性質上秘密が要求される問題を除き、評議会におけるあらゆる問題についての決定手続方式となった。起立方式では、着席が賛成で、起立が反対を意味するのであり、後者によるのが原則である。したがってまず反対者が起立し、賛成者は着席のままであり、つぎにその逆を行なう。しかもこの場合、その逆は当然に行なわれなければならないものは考えられなかったようであるから、結局、着席者は同意を与えているものとみなされたのであった。

以上に概観した集会の三つの決定手続方式は、原初的な集会の機能を知ろうと、きわめて興味深い。⁽¹⁹⁾ 初期の集会では、議長の提案を積極的に受け入れることが原則であった。すなわち、一般集会は、そのほとんどが喝采によって同意を与える集会であって、異議を唱える集会はまれであった。一般集会においては、「なされよ、なされよ」という同意を表わす叫びの言葉しか知られておらず、反対を表わす言葉は知られていない。そのような反対の言葉は存在していなかったのかもしれないのである。ゲルマンの投槍集会でも、同意を表わす武器を打ち鳴らす音は、不同意を表わすざわめきの声よりもうるさいのである。⁽²⁰⁾ したがって、同意が原則であって、反対は例外であると考えられる。そしてこのことは、評議会の決定方式にも妥当するように思われる。起立方式では、同意者には着席のままという受動的で消極的な行為が、逆に、反対者には起立という能動的で積極的な行為が要求されたから、これは、同意者には有利で、反対者には不利な意思表示の方法であった。さらにこの方式では、賛否の意思を決しかねている者や怠惰な者は、おそらく着席のままであると考えられるから、同意者とみなされ、その結果、議長の提案に同意が与えられることになる。分列方式の場合も、意思を決しかねている者は、おそらく心理的な要因から同意

者の側へと流れこむと考えられるから、これも同意する集会となると考えられる。いずれにせよ、上記の三つの方式は、とりわけ中世イタリア社会に吹き荒れた都市の支配をめぐるの党派争いと微妙に絡み合いながら、機能していたのであろう。

上記の分列方式と起立方式は、一三三四年のイヴレアの条例が規定するように、「目で見分ける (ad visum)」方式であるが、さらに一二一七年のブレシアの条例が定める「一言一言 (one ad one)」⁽²²⁾ 票を集めて決定する、「投票による (per scrutinium)」方式も採用されるにいたる。これは、各人が一人一人、口頭で賛否の意思表示を集票人(聖職者)なる場合が多かったにたいして行ない、それを集票人が記録して票決する方式であった。このような投票方式が正式に承認されたのは、一二一五年の第四回ラテラノ公会議においてであるが、それはおそらく、すでに一二世紀初め以来、慣行化していたものであり、これが中世イタリアの都市でも採用されたものと考えられる。⁽²³⁾ さらに、投票の秘密を絶対的に保障するために、小評議会では通常、投票者が数え玉等を袋のなかに入れるといった、無記名の秘密投票も行なわれていた。⁽²³⁾ こうして都市の重要な事項については、喝采や起立の方式よりも、秘密投票方式が用いられるようになる。評議会においては、通常、三分の二の定足数が定められ、決議は、一般の事項については出席者の単純過半数で、条例の制定・改廃、課税等の重要事項については、通常は三分の二であるが、一三一年のレッジョの条例のように、永久追放を解除するためには、一〇〇〇分の九九九の多数決によるといった驚くべき規定をおいているものもある。⁽²⁶⁾

中世イタリアの都市においては、一二世紀末頃から、コンソレ職をめぐって都市内部で不和と陰謀が生じ、その解決のために、コンソレ職にかえて、都市外から招かれる政治的に中立な人、ポデスタに都市支配権を委ねるポデスタ制が採用された。そして同時に、当時のイタリアの都市社会を嵐のように吹き荒れた都市支配をめぐる激しい

党派争いのなかで、諸朋党の者たちが、自己の党派から当選者を出し、それによって都市の政治を牛耳ることを阻止するために、その頃からイタリアの諸都市は、間接選挙とか抽籤とかいった選挙改革の狂乱の渦にまきこまれていく。⁽²⁷⁾ たとえば、ポデスタは通常、大評議会において、その構成員のなかから抽籤で選ばれた選挙人によって選出されていた。しかし、その選挙手続が、いかに公平にみえていても、結果的には、都市は、それを支配する党派の思うがままになったのである。

ところで、多数者の意思が、それを「健全 (sano)」と認めない上位者の判断により無効に帰し、それゆえに上級権威にたいするいかなる拘束力も有しなかったキリスト教会、さらには、「少数者は多数者に従わねばならない」という形で、多数者の意思に服する義務が少数者に課せられた中世ゲルマン社会と異なり、中世イタリアの都市社会では、一二五五年のバルマの条例が「ポデスタは多数部分が欲したところに従う」……義務を負う⁽²⁸⁾と規定するように、多数者の意思に服する義務は、少数者ではなく、もっぱらコンソレ、ポデスタといった都市の役人、すなわち政府に課せられた。⁽²⁹⁾ コンソレがその就任の際に、都市にたいして、多数者の意思に従って職務を行なうことを誓約していることは、それを示している。たとえば、一一五七年のジェノヴァのコンパーニア誓約書に、「[コンソレである]私は、このコンパーニア全体にたいして、コンソレの多数が、人数において、評議員の多数と意見の一致をみた場合でなければ、いかなる企みをもいたしません」⁽³¹⁾とのコンソレの誓約がある。さらにヴォルテルラのコンソレたちは、一三世紀初期までに、戦争と講和ならびに同盟締結と課税の問題について、評議会の多数意見に従う義務を負う誓約をしなければならなかったし、これ以前に、ピサのコンソレたちは、「戦争と講和」の問題で、同様の制限を受けていた。⁽³²⁾

ゲルマンの社会では、少数者は多数者の意思に従わなければならないが、その結果、少数者の意思は無効になるとい

うように、多数決が概して消極的ないしは間接的な形で表現されている。これにたいして中世イタリアの都市では、多数を全体とみなす古代ローマ法の「法の擬制」⁽³³⁾に似て、少数者には、それが存在しないかのごとく、まったく無関心であり、多数者が決定をなし、その結果、多数者の欲することが有効となるというように、多数決を積極的ないしは直接的な形で表現している。⁽³⁴⁾換言すれば、多数決は、中世ゲルマンの史料では少数者に向けられるが、中世イタリア都市の条例では都市の統治者に向けられ、これによって市民の意思の遵守とその実現をはからせようとしたのであった。⁽³⁵⁾この両者の名宛人の違いは、その各々の社会構造の違いによるものと考えられる。ゲルマン社会では、多数決は、全会一致を克服すべく、それに代って登場したために、いまだ初期の全会一致の神話がそこに濃く影を落としており、その結果、少数者は多数者の意思に従わなければならないと命ずる法の力を借りることなくして、それは機能し得なかったと考えられる。他方、中世イタリアの都市社会では、多数決は、必ずしも全会一致を克服すべく、それに代って登場したというわけではないために、多数者の意思に従うことを少数者に義務づける法を必要とすることもなく、妥当し得たものと思われる。すでに述べたように、中世イタリアの都市では、多数決は、都市の統治機関が出現するのとはほとんど同時に、単純で自然な決定方式として誕生する。⁽³⁷⁾初期において、都市の一般集会では、喝采によって決議がなされていたことが確かであることから推測すると、全会一致が行なわれていた可能性もあるが、しかし、全会一致について明確に語る史料がないこと、そして、かりに全会一致が行なわれていたとしても、少数者は多数者の意思に従う義務を負う、と明確に定める条例も存在しないことから判断すると、中世イタリアの都市社会は、中世ゲルマン社会と比較して、それほど根強い全会一致の思想をその根底に有していなかった、と考えられるのである。

中世ゲルマン社会においては、多数決は共同体内での、一方の構成員の他の構成員にたいする優越という、従来

知られていなかった新たな現象の導入として現れた。他方、中世イタリアの都市は、封建制の経験を通して、政治権力を一個人、または一階級の特権として性格づけ、共同体の内的関係を、一方の構成員の他の構成員にたいする従属の關係として把握することを、すでに早くから知っていたのであった。⁽⁸⁸⁾

- (一) ロートネの統治組織に關しては、 Enrico Besta, *Il diritto pubblico italiano dagli inizi del secolo decimoprimo alla seconda metà del secolo decimoquinto*, Milano, 1929, p. 219 ss. Cf. Manlio Bellomo, *Società e istituzioni in Italia tra medioevo ed età moderna*, Catania, 1977, p. 42 ss.; Antonio Marongiu, *Storia del diritto italiano. Ordinamento e istituto di governo*, Milano, 1977, p. 70 ss.
- (二) Ruffini, *Il principio*, cit., p. 57.
- (三) St. cons. Jan., 1143, c. 25 et 38. など. その他の事例については、cf. Ruffini, *La ragione*, cit., p. 244 s.
- (四) Ruffini, *La ragione*, cit., pp. 228 et 239; Id. *Il principio*, cit., p. 57. ただし例外として、一七〇一—一七二七年、一八一—一八二一年のユベチエニメントの憲法などは、一般集會の多數決を採取した。 Cf. *Breve consolare piacentino 1170-1 et Br. 1181-2*; Arrigo Solmi, *Le leggi più antiche del Comune di Piacenza: «Archivio Storico Italiano», LXII, (1915), vol. II (1916), pp. 69 et 74.*
- (五) *Breve consulum Pisanae civitatis*, 1162; Bonaini, *Statuti inediti della Città di Pisa*, Firenze, 1854, I, p. 18; D・フハナー(森田鉄郎訳)『イタリアの都市國家』(平凡社・昭和四六年)・八七頁. その他の例については、cf. Ruffini, *La ragione*, cit., p. 237.
- (六) St. Lodi, 1216, c. 57; Ruffini, *La ragione*, cit., p. 237, n. 85. Cf. Besta, *Fonti: legislazione e scienza giuridica*, in *Storia del diritto italiano, a cura di P. Del Giudice*, vol. I, parte II, Milano, 1925, p. 507.
- (七) Besta, *Fonti*, cit., p. 221; Ruffini, *La ragione*, cit., pp. 237-8.
- (八) Boncompagnus, *Rhetorica novissima: Bibliotheca Iuristica Medii Aevi*, II, Bologna, 1892, rist. anast. Torino, 1962, p. 297.
- (九) Cf. Ruffini, *La ragione*, cit., p. 238.
- (一〇) Julius Ficker, *Forschungen zur Reich- und Rechtsgeschichte Italiens*, Innsbruck, 1868-74, IV, p. 293.
- (一一) Bellomo, op. cit., p. 188. 以下は同書. Ruffini, *Il principio*, cit., pp. 57-58. 『中世イタリアの統治』(森田鉄郎訳)『全集』(第一巻)「多數者にならざる」服従義務. そして票の質的な評価について要求するかなる痕跡を残っていない」と認めている。一般集會の全一致方式の可能性を否定してはならないであろう。
- (一二) Ruffini, *La ragione*, cit., p. 238.
- (一三) Bellomo, op. cit., p. 69.

- (14) 小評議会は、賢人会、長老会、八人会、一二人会等と呼ばれる。その評議員は、都市の上級支配層に属する人々であり、たとえはボローニャは、評議員の半数は貴族、半数は博士、法律家、富裕な商人であった。この人々はまた、賢人 *sapientes* あるいは元老院議員 *senatori* と呼ばれた。*Cf. P. S. Leicht, Storia del diritto italiano. Il diritto pubblico*, 3 ed., Milano, 1972, p. 235.
- (15) Besta, *Il diritto pubblico*, cit., p. 224; Ruffini, *Il principio*, cit., p. 57; *Id.*, *La ragione*, p. 246.
- (16) Bellomo, *op. cit.*, p. 188. *cf. 教諭評議の發軔と成長* *cf. Arthur M. Wolfson, the Ballot and Other Forms of Voting in the Italian Communes: «The American Historical Review»*, V, 1, 1899.
- (17) Ruffini, *La ragione*, cit., p. 248.
- (18) *Id.*, *Ibid.*, p. 249 ss.
- (19) *Cf. Id.*, *Ibid.*, p. 251.
- (20) *Id.*, *Il principio*, cit., p. 41.
- (21) *St. Ivrea*, 1334: HPM, LL, I, C, 1105.
- (22) *St. Brescia*, 1217: HPM, LL, I, C, 1584.
- (23) 町田前掲『多数決原理』・一五五頁
- (24) Ruffini, *La ragione*, cit., p. 252 s.
- (25) ナホーリー (森田訳) 前掲書・九〇頁以下参照。
- (26) *Cf. Ruffini, La ragione*, cit., p. 253 ss.
- (27) Ruffini, *Il principio*, cit., pp. 57-8. ウェーリー (森田訳) 前掲書・八九—九〇頁参照。
- (28) Galgano, *op. cit.*, p. 49.
- (29) *St. Parma*, 1255: Ruffini, *La ragione*, cit., p. 228, n. 43; Galgano, *op. cit.*, p. 49, n. 102.
- (30) Ruffini, *La ragione*, cit., pp. 241; Galgano, *op. cit.*, pp. 49-50. 例を *cf. Ruffini, La ragione*, cit., p. 241, n. 100.
- (31) *Breve della compagnia di Genova*, 1157: Olivieri, *Serie dei consoli del comune di Genova: Atti della società ligure di storia patria*, I, 1858, p. 183. *Cf. Ruffini, La ragione*, cit., p. 246, n. 115.
- (32) ウェーリー (森田訳) 前掲書・八七頁。
- (33) 町田前掲『多数決原理』・四五頁以下。
- (34) Ruffini, *La ragione*, cit., p. 241.
- (35) *Id.*, *Ibid.*, p. 16.
- (36) *Id.*, *Ibid.*, p. 17.

(85) *Ibid.*, p. 240.
 (86) Galgano, *op. cit.*, pp. 50-51.

三

中世イタリアの都市は、どのような理由から多数決を採用したのであるうか。

ゲルマン社会で、多数決が全会一致に代って採用された理由は、一人の反対だけで、その集団の意思決定が妨げられてしまうということから生ずる重大な結果を、なんとか回避しようとする実際的な必要性からであった。⁽¹⁾そして、キリスト教会が優秀決に代えて多数決を採用するのは、一三世紀中頃の教会法学者シニバルドゥス・フリスクス（後の教皇インノケンティウス四世）が述べているように、「多数者によってこそ、よりよく真理は探究され得る」、すなわち、多数のなかにこそ健全さが宿る、と考えられるにいたったからであった。教会法学者は、「多数のなしたことは全体がなしたものとみなされる」という法の擬制を用いて、多数者の意思をただちに全体の意思とみなしたが、その理由として、少数者側は単なる個人の集まりにすぎないが、多数者側は、規定通りの方式に従って集まった集会の場合と同様に、法人を代表するからであると考えた。この法の擬制の正当性を、心理的に裏付けたものが、多数者は少数者に比較して、量的のみならず質的にも優れているという、シニバルドゥスの言葉なのである。⁽³⁾

このシニバルドゥスの言葉は、ギリシアの思想家アリストテレスの再生を思わせる。⁽⁴⁾

アリストテレスは、多数決原理の正当性の根拠について、具体的な問題提起をしている。⁽⁵⁾ アリストテレスは、貴族制、寡頭制、民主制という三つの国制について論じ、「国民権に与かる人々のうち多数の部分によって議決されたことがなんによらず至高なものであるから」、これらの国制のすべてにおいて、多数決が共通に用いられるが、

それは、民主制においてもっと特徴的であると述べる⁽⁶⁾。そして、民主制の基礎は、国民がそれぞれ平等であつて、国民は貧者も富者もすべて、等しく国制に参加する自由を有するということ、すなわち本質的に平等な自由の概念にあり、それゆゑ、民主制における正しい決定方式は、「人の値打」によるのではなく、「人の数」による多数決以外にはあり得ず、したがつて民主制においては、多数者である貧乏な人々が少数者である富裕な人々よりも有力であるという⁽⁷⁾。では、多数決の正当性を心理的倫理的に裏付けるものはなんであらうか。アリストテレスは、この問題にたいして、多数者と少数者とは、いずれの側が優れているかという観点から答えようとする。アリストテレスによれば、「多数は、一人一人をみればそれほど優れた人間ではないが、それでも一緒に寄り集まれば、一人一人としてではなく、寄り集まったものとしては、「非常に優れているが少数である」あの者たちより優れた者でもあり得るのだ。なぜなら、多数である彼らの一人一人はそれぞれ徳や思慮のある部分を有しているが、彼らが寄り集まると、ちょうどその大衆がたくさん足の指や手や多くの感覚を持ったただ一人の人間になるように、その徳や思慮においてもそのような一人一人の人間になるように、またその性格や思惟に関してもそのような一人の人間になるからだ。それ故にこそ、多数者の方が音楽の作品でも詩人の作品でもよりよく判断するのだ。というのはそれぞれ違った人がそれぞれ違った部分を判断し、かくて全体を判断することになるからだ」。さらにそのうえ、「多数は一層腐敗し難いものである、——ちょうど多量の水の〔少量の水にたいする〕ように、大衆も少数者よりは腐敗し難いものである⁽⁸⁾」。アリストテレスは、多数者たる民衆は、少数者よりも善良にして賢明であり、かつ腐敗しにくい⁽⁹⁾がゆゑに、優れているという点に、多数決の正当性の根拠を見出し出しているのである。この意味で、アリストテレスの思想とシニバルドゥスの思想との間には、驚くほど類似性がみられるのである。

それでは、中世イタリアの都市で多数決を採用した理由はなにか。ここで興味深いのは、一三二六年のヴェネト

の史料である。それは、大評議会においては多数決によるとし、その理由として、「多数においてよりよく判断され得るからである」⁽¹⁰⁾と語っている。さらに、同趣旨の規定はすでに一一七〇—一一七一年のピアチェンツァのコンソレの誓約書にもみられ、ここでは、市民集会における「人民の多数によってよりよく認識されるがゆえに」と述べている。⁽¹¹⁾中世イタリアの都市条例の規定もまた、中世の教会法学者シニバルドゥス、さらにはギリシアの思想家アリストテレスの思想との一致をみせるのである。⁽¹²⁾さらに興味深いのは、ピアチェンツァの例にみられるように、中世イタリアの都市社会では、一二世紀後半にはすでに早くも、その採用した多数決の正当性を、倫理的に多数者の英知に基礎づけていたという点である。

これまで述べたところを要約すればつぎの通りである。第一に、中世イタリアの都市では、その統治機関が出現するのと同時に多数決が行なわれた。一般集会においては全会一致が行なわれていたとしても、それと並行的に、コンソレの間でも評議会においても、多数決が行なわれていたのである。この意味で、決定方式の「全会一致から多数決へ」という命題は、中世イタリア都市においては必ずしも妥当しえない。そして第二に、中世イタリア都市の採用した多数決の正当性を、心理的に理由づけたものは、多数者のなかにこそ真理は宿るという思想であった。

本稿では、中世イタリア法学者の多数決理論については、紙数の制約上、すべて割愛した。ただ本稿との関連で結論的にいえば、教会法学者と同様、中世のローマ法学者も法人理論との密接な関連のなかで多数決を考え、多数者の意思は全体の意思とみなされるといふ法の擬制を用いて、多数決を法的に基礎づけたが、その法の擬制の正当性を心理的に裏付けたものは、中世イタリア法学の巨星バルトルス・デ・サツソフェラート（一二三五年没）も語るように、一人においてよりも多数者においてこそ、物事をより鋭敏に見分ける理性が宿るといふ思想であった。こ

- (9) Ruffini, *Il principio*, cit., p. 18. しかし、プラトンはアリストテレスとは反対に、民衆にたいしては悲観的であって、多数決を伴う民主制を不治の病弊とみ、多数者たる民衆には公平に判断する能力が欠けているとして、少数者たる賢者にのみ、国を統治する能力を認めようとした。プラトンにとっては、「ただ一人でも、不正についてよく知っている、その人がなんと言うか、また真理そのものが何と言うかということの方が、大切なのだ」（プラトン（田中美知太郎訳）『クリトン』（岩波書店（プラトン全集Ⅰ）・一九七五年・四七―四八頁、二三〇―二三三頁）。
- (10) Ruffini, *La ragione*, cit., p. 255.
- (11) Solmi, op. cit., p. 69; Cf. Galgano, op. cit., p. 52, n. 108.
- (12) 上記三者の類似性を指摘したのは、Ruffini, *La ragione*, cit., p. 255 以下。